

令和5年度 第3回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時 令和5年12月25日（月）午後2時より4時まで

場 所 門真市役所別館3階 第3会議室

■会議次第

1. 開会

2. 議題

門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について

- ① 素案について
- ② パブリックコメントの実施
- ③ 今後のスケジュールについて

3. その他

4. 閉会

■配布資料

<事前配布>

協議会次第

資料1 門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）

資料2 門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）に対する
パブリックコメントの実施

資料3 門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定の今後のスケジ
ュール（案）

<当日配布>

協議会委員名簿

座席表

図表（案）

正誤表

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

■出席者

委 員：岡田委員（会長）、藤江委員、森田委員、倉澤委員、高田委員、

石橋委員、東委員、東野委員（途中参加）、三木委員（途中参加）、白川委員、高田委員

事務局：障がい福祉課 木本課長、馬屋原課長補佐、竹村課長補佐、村下主任、池田主任、松本主任

■欠席者

委員：岩本委員（副会長）、小原委員、谷掛委員、本木委員、青木委員

■傍聴者：8名

■議 事

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第3回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙にも関わらず、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会をさせていただきます障がい福祉課主任の村下と申します。どうぞよろしくお願ひします。失礼して座って進行させていただきます。

ここで出席状況について報告させていただきます。本日の出席委員は16名中9名でございます。門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。なお、岩本委員、小原委員、本木委員、青木委員は欠席でございます。東野委員につきましては、遅れての出席と聞いております。

次に、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を協議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。

本協議会につきましては、原則の考え方通り「公開」を考えておりまして、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。

（会長）

はい、ありがとうございました。本会議につきましては、着座にて私が議事を進めさせていただきますしたいと思います。それでは、ただいま事務局より、会議の市民への公開につきまして提案ございましたが、何かご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、異議がないということでございますので、本会議につきましては公開とさせていただきます、市民の方々に傍聴いただくということにさせていただきますと思います。そ

れでは傍聴者がいるようでしたら入室をお願いいたします。

(事務局)

それでは早速会議に入らせていただきます。

まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。配付しております資料は、協議会委員名簿、座席表、協議会次第、資料1 門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）、資料2・3 門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）に対するパブリックコメントの実施及び今後のスケジュール（案）について、図表（案）、正誤表、門真市第4次障がい者計画冊子、門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画冊子でございます。また、各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。なお、各計画冊子が必要な場合、職員までお知らせしていただくようお願いいたします。

今回、スケジュールがタイトとなっていたため、本文の修正が間に合わず正誤表での対応とさせていただいておりますので、ご不便をおかけしますがよろしく申し上げます。

また、その他参考資料といたしまして、門真市情報公開条例（抜粋）、審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）、門真市附属機関に関する条例（抜粋）、門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）を配布していたしております。不足等がございましたらお知らせください。

それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行をよろしくようお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。それでは早速でございますが議事に入らせていただきます。議題①の門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の素案につきましてご説明をお願いいたします。

(事務局)

まず門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の素案ということで事前配付をさせていただいているもの、それから本日の机の上に置きました正誤表、それとこの計画に載せる図表案という資料をもとに説明いたします。よろしく申し上げます。

素案ですが、前回の10月の会議で骨子案をお示ししました。これに基づいて肉付けをしたものとなります。めくっていただいて、目次になりますけど全部で6章ということ

で、第1章、計画の策定にあたってというのは、この計画をなぜ作るか、どういう期間になるかといったものになります。細かくは表現できませんけれど、計画については、障害者総合支援法、それから児童福祉法に基づいた法定計画ということで、市町村が必ず策定をしなければいけない障がい福祉サービス、それから障がい児福祉サービスについての見込量ですとか、成果目標を定めるための計画となります。計画期間は、来年度令和6年度から8年度中の3年間、これも国の規定により、3年間ということで定められております。

計画の基本的な考え方を5ページ以降で示しています。5ページは、国や大阪府の基本的な考え方ということで、福祉計画を作るための国の基本的な方針について、主なポイントを掲載しております。それから7ページ以降が、門真市における基本的な考え方ということで、現行の第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画になっております。基本的な考え方としてポイントは四点、一つ目、障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援、二つ目、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施、次の8ページに行きまして、三つ目包括的ケアのシステムづくりの推進、四つ目障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援ということでそれぞれ考え方を述べています。

その後に計画の策定体制ということで、本地域協議会において審議を行うですとか、過去形になっておりますが、今後年が明けましたら、パブリックコメントということで、市民の皆様幅広く意見募集を行う予定になっております。

それから次に9ページ以降ですが、第2章、障がいのある人を取り巻く状況ということで、まずは障がいのある人の状況、これも第1回の協議会であらかじめ説明をしているものです。見ていただいた中で、初出のものがあるのでそれだけをご紹介しますと、10ページ、障がいのある人の数ということで、第1回ではこの身体障がい者手帳、それから療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者の詳しい状況をご説明していただきましたが、これを積み重ねてみたらどうなるかということ10ページに載せているグラフです。

身体障がいについては、今のところは横ばいで推移をしていますが、療育手帳をお持ちの人、それから精神の手帳をお持ちの人が伸びていくことによって、毎年この手帳所持者の合計が増えています。この合計には当然、それぞれ例えば身体と療育を両方お持ちの人だとか、療育と精神の手帳をお持ちの人、ちょっと重複でカウントしている人がいるのですが、これをそれぞれにカウントしております。

正確な数ではありませんけれど、非常に特に平成31年ぐらいからですね、2019年からこの5年くらい、この4年ぐらいから非常に数が増えてきておるといことが出ております。一番上の折れ線グラフで、箱書きになっている%が門真市民全体の数に対して

の手帳所持者の割合です。これが大体现時点、令和5年4月1日現在で7.3%、門真市全体の人口はどんどん少しずつ減っていていますので、その中で障がい者手帳をお持ちの人の割合というのが、徐々に増しているという傾向があるということを見ていただけたらと思います。

1回目で紹介した資料が続きまして、次に20ページをお願いします。これも既に委員会でご報告済みの案件もありますけれど、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実施状況ということで、主にこの成果目標を掲げたものに対して現状はどうかという整理をさせていただいています。細かくは見てまいりませんが、ざっと言いますと、まずこの20ページの障がい福祉施設の入所者の地域生活への移行ということで、入所施設に入っている方が、地域への移行あるいは入所している人の数が減るというもの。これに関しては、計画目標達成が難しい状況というかむしろ入所している人が今増えている状況にあります。

それから、23ページの施設から一般就労への移行については、実績の方が、大阪府が示している数字を掲げているということで、現時点でもなお、令和3年度の数字しか出ておりませんで、令和4年、令和5年ということで積み重ねると目標に届くかもしれないのですが、現状は令和3年度実績ということで、一般就労への移行者数については目標に届いていないという状況です。

ただB型事業所の工賃の平均額については、コロナのときはかなり各事業所さんにご苦労をされたのですが、令和3年度あたりでも、前回の第6期の計画で掲げた金額よりも上回っているという状況です。以下、それぞれ相談ですとかに項目がありまして、26ページからが第2期障がい児福祉計画についての整理をしています。基本的には、ほぼほぼ達成という状況です。

次に29ページですが、市民・事業者の意識ということで、これは10月の前回の会議でご報告をさせていただいた中から、福祉計画に関わる結果だけを掲載していますので説明は省きます。(1)が関係団体アンケートの主な結果、それから33ページが事業者アンケート調査を行った結果、最後に36ページからは今回については直接障がいの当事者の方にアンケートをしていないものですから、3年前に行ったアンケート調査から3点だけ引用をさせていただいているという状況です。

続く38ページ以降が、今後の施策推進に向けた課題ということで掲げています。一つめは地域生活を続けるための支援ということで、障がいの特性に関わらず、地域での生活を継続し、本人の希望を尊重した地域生活の実現ということでそのためにいろんな社会資源を充実していくこと、それから相談支援体制の話、地域生活支援拠点のことについて書いています。

2 点目が地域で自立するための働く場や活動の確保ということで、就労に関する就労移行だけではなくて、今回、一番最初の 8 ページの下にありますけど令和 6 年の来年度の制度改正によって、施行するのは令和 7 年 10 月になりそうですが、就労選択支援事業が創設されるということで、これらも含めて、将来、障がいのある人が働くこと、一般就労、それからかつての福祉的就労、自ら困難な人たちの就労ですとか、社会活動、社会参加の方の促進支援ですね、この辺りについては引き続き課題であるし、取り組んでいくべきものというまとめをしています。

3 番目が障がい児支援の提供体制の整備等、2 段落目にありますけど来年度から児童福祉法の一部改正に伴いまして、児童発達支援センターが地域の子どものさんの健全な発達をするように中核的な役割を果たす機関として位置づけられたと。門真市についてはこども発達支援センターということで市立ということで行っていますけど、ここを中心に障がい児支援の充実を図るということです。

それから 4 点目については、門真市独自の課題で医療的ケア児等に対する支援の拡充ということ掲げています。ここについては、少しこの間の修正が入っていますので、市役所の事務局さんから説明いただくことにします。

それから 39 ページ、5 番目、福祉サービスの提供体制の整備。ここについては特にいろんな利用ニーズに即したグループホームの整備を促進していく必要があるとさせていただいています。

続きまして 41 ページからが成果目標の指標ということで、第 7 期障がい福祉計画、第 3 期障がい児福祉計画の成果目標を掲げております。基本的には国が示した基本方針、それから大阪府の基本的な考え方の方向性に沿って設定した数字になります。細かくは見えてまいりませんが、今回から加えたものとして、第 6 期までは目標のところは数字で掲げたけれど、それに対して何をするかという取組を書いていなかったのですが、今回は例えば 41 ページの下 3 分の 1 ぐらいにありますけど、目標実現に向けた取組ということで、それぞれの項目について何をどうしていくというようなことを、大きな方針として掲げています。

それがずっと続きまして、45 ページの 4、一般就労のところは国とか大阪府の数字を掲げていますが、ここの部分も一般就労への移行者数というのが、おそらく今期、次の 3 年間で一番目標達成がやっぱりしんどい部分ではないかというところなんです。例えば、目標設定の考え方にあります通り、一番上ですと、国・府の考え方では、令和 3 年度の実績 17 の 1.28 倍以上というような感じで、かなりもうガチガチに固められていますので、数字をそのまま掛け算して置いています。

ただ、門真市の場合でいいますと、就労移行支援ですね、これに関して非常に利用者さんが、かなり利用者の確保に困っておられるという状況がありますので、ここがやっぱりある程度増えていかないと、就労移行支援を使った上で、一般就労に行く方自身もやっぱり少なくなる。このあたりの働きかけがこれから大事になってくるのかなと考えています。

以下同じように目標が並んでおりまして、54 ページで医療的ケア児等に関する支援の拡充、今回新たに加えておられるところです。ここは後で説明いただきます。

それから 55 ページで、第 4 章障がい福祉サービスの見込量と提供方針ということで、スタイルとして、まず最初に、それぞれのサービスの分野ごとの方針を書きまして、その後個別にサービスごとにどういうサービスの中身とかそれから現行の計画の計画値と利用実績の動き、次期計画の計画値ということで整理をさせていただいています。55 ページが訪問系サービスおよび短期入所、それから 60 ページから短期入所、日中活動系サービス、69 ページが居住系サービスというように続いています。

見込み量については、基本的に前回説明をさせていただいたものから、ほぼほぼ変わってはおりませんが、生活訓練の数字を若干抑え気味にしています。それ以外は障がい福祉計画については、前回説明させていただいた通りです。

それから 77 ページの地域生活支援事業。前は一部の事業について見込量を紹介していましたが、今回は相談支援も含めてすべての見込量を掲載しております。それから 85 ページが第 5 章障がい児支援サービスの見込量と提供方針。障がい児相談支援について人数を令和 6 年、7 年、8 年と増やした見込みに変えております。それから 88 ページ以降が、推進体制と進行管理について、90 ページからが、計画の推進に関連する事業という大阪府の基本的な考え方の中で、この項目については、市町村の福祉計画でも、考え方をどうするよという指針が出ている 7 点、一つ、障がい者などに対する虐待防止、二つ目、意思決定支援の促進、三つ目が障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進、四つ目が障がい者等による情報取得・利用及び意思疎通の推進、それから障がいを理由とする差別の解消の推進、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実、ユニバーサルデザインの推進について、第 4 次障がい者計画で定めている内容などを踏まえて、ここで整理させていただいています。

当日資料の方で、正誤表をお付けしております。かなり細かい部分について修正をその後加えたということで、ご承知おきいただければと思います。ここに書いてないものについても、例えば細かい「てにをは」みたいな文言の修正ですとか、いろいろなものの体裁の調整などを行っております。

最後に図表が載っております。門真市第6期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における図表案で、5ページにわたって図が載っています。これについては現行の第6期・第2期の計画において掲載をしていたものを、今に合わせて少し作り変えたものですが、これをそれぞれ今回の計画案の中で所定の部分左上に書いている部分に差し込みをしていきたいということです。私からは以上です。

(事務局)

それでは、先ほど説明にありました医療的ケア児等に対する支援の拡充というところで少し説明させていただきます。資料で言いますと、39ページと54ページに同じタイトルで、書かせてもらっています。内容については、39ページは課題、54ページについてはこれからのこととなっていますが、重なる部分もあるので、合わせてご説明させていただけたらと思います。

こちらに書かせていただいていますように、令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行される中で、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を自主的かつ主体的に実施する責務を負うことが、明文化されております。これまでの門真の取り組みですけれども、この地域協議会の専門部会である児童専門会議の方で、医療的ケア児に関する協議の場として活用をしてまいりました。その中で、保健所さんからの報告も含めて、医療的ケア児者の現状や課題の共有を行ってきたところであります。令和4年度には、こども発達支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを1名配置させていただきました。さらに、同じ年度に、市立の保育所等、小学校、中学校及び放課後児童クラブにおいて、訪問看護ステーションから看護師を派遣し、医療的ケアを提供できる体制を整えてまいりました。

福祉サービスにつきましては、医療的ケアを提供できる体制が不十分でありまして、利用したい時に利用することが、なかなか難しいところがあって、市外の施設を利用させていただいているような状況もございました。そこが地域の課題だと私どもは考えております。今後ですけれども、やはり身近な地域で必要な支援を受けることができるように、関係団体等も含めましてニーズ調査を行った上で、大阪府や近隣自治体と連携して取り組んでいきたいと思っています。その中では、医療型の入所施設だったり障がい者支援施設、そして、医療機関に対して短期入所の事業の実施を働きかけることも含めまして、既存施設の活用だったり、サービス拡充も検討しまして、そこでも難しければ、新規事業の誘致等も含めて、支援体制の整備に努めていきたいと考えているところであります。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。それでは、ここまでの事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(L委員)

地域協議会の図のところのサブ協議会のところ、部会編成をされるところが、当事者が入っていたりする部会も少なく、既存の集まりであった部会がそのまま、もしくは、一部の団体の集まりになっていないのかという不安がありまして。サブ協議会の課題を、この協議会にしっかり色々な課題を挙げて、協議会で今年度は何を協議するかというテーマをしっかりと私たちに教えていただけたらと思っているのですが、いかがでしょうか。

(会長)

サブ協議会の構成とこの協議会との関係性ということでございますが、いかがですか。

(事務局)

はい、ご質問ありがとうございます。サブ協議会の構成につきましては、確かに、現時点では、当事者さんの団体が参加されておられなくて、門真クラブさんが参加していただいているところはあるんですけども、他は関係機関のところになっています。それぞれの専門部会から、サブ協議会にどのメンバーさんが出ていただくかというのは、選定していただいて、出ていただいているような状況です。今おっしゃっていただきましたサブ協議会から、その辺りの部会で出た地域での課題をサブ協議会に上げて、そこから地域協議会に上げてっていうところですけども、その吸い上げが部会の中で終わってしまっている部分もあったりするので、そこは、サブ協議会の方から、専門部会に働きかけをしていきたいと思っているところです。

当事者団体さんについては、地域移行専門部会と障がい者差別解消専門部会には参加していただいております。ですが、サブ協議会には、今のところ出ていただけていない状況になっています。

また、今後につきましては、サブ協議会に、どのメンバーさんに出ていただくかは、また部会の中でお話いただけたらと思いますので、そこはおろしていききたいと思っています。

(会長)

はい、いかがでしょうか。

(L委員)

今、障がい専門部会は、障がい福祉を考える会になっているんですけども、そこが非常に古い団体活動で、私たちも以前、何十年前に要望書を一緒に出させていただいたことがある会なので、そこが、私たちの知的障がいを担うことを図っているのでしたら、ちょっと心配だなと思っています。門真クラブさんも当事者とされていますが、事業所としてのスタンスが高くて、暮らしに関わる市民の声と言ったらどうなのかなと思います。事業所プラスアルファの意見をいつもいただくので、本当に強度行動障がいで行く場のない知的障がい、重度知的障がいであったり、今回、医療的ケアの人が、国が認めてくれたので大きく前進して嬉しく思いますけれども、まだまだ行動障がいとか重い障がいの人たちはサービスを断られるので、そういう人たちも置いてきぼりにならないように、このサブ協議会にしっかり声が届いているのかとても不安に思っています。ということをよくお願いしたいです。

(会長)

これについて、事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

地域でのその暮らしの中から上がってくる声について、どこの部会で拾い上げていくことができるかを今一度考えさせていただきたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。できるだけ、専門部会は幅広く世の中の声を聞き取れるような仕組みにさせていただいて、サブ協議会が整理いただいた中で、この地域協議会の中で議論させていただくと非常に助かるなと思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。他にいかがでしょうか。では、どうぞ。

(H委員)

20 ページの障がい者支援施設の入所者の地域の方についてなんですが、今回、なかなか目標が達成難しかったということですが、コロナももちろん考えられるとは思いますが、その他に考えられる要因はあるのでしょうか。それと、41 ページに掲載のある、地

域移行が進むように事例検討などを通してという形で課題集約という風に書かれていますが、こういった形で絵を書いてらっしゃるのかっていうのを教えていただけますでしょうか。

(会長)

事務局、お願いいたします。

(事務局)

まず、1つ目のご質問の地域移行が進まず、入所者数が増えてしまったという点につきましては、確かにコロナで、地域移行できるはずの方が、進まなかったというところもあるかもしれないですが、やはり、地域でお暮らしになられてる方の保護者の方が、ご高齢になられ入院されてしまって、介護者が誰もいないと、これまでサービス等々使っておられる方であれば、その方のご状態も分かっている中で、体制を決めていけるのかとは思いますが。けれども、今までサービスも使わずに、親御さんが頑張って、見ていただいていた場合になると、すぐに体制を組んでいくことがなかなか難しいところがございます。そういったところで、短期入所を1ヶ月毎日利用しながら施設入所を待つようなケースが、ここ数年で何件かありました。

今年度に入ってから、入所施設の方が、コロナが明けたということなのか、その辺りの理由はわからないんですけども、比較的重度の方を受け入れてくださる施設の空きが出ているということで、これまで申し込んでおられた方が、入所に至るというようなケースがいくつかございました。今後につきまして、なかなか難しいところもあるんですけど、専門部会の方でもまた丁寧に見ていきながら、今入られている方への働きかけだったり、あとは、今在宅で暮らしておられる方が、どういう風にすれば施設に行かずに地域で生活し続けられるか、ということも合わせて考えていきながら進めていけたらと思っています。以上です。

(会長)

よろしいでしょうか。

(H委員)

もう1つ質問させてください。81ページです。

先ほども話題に上がりました、コロナということもあったので、令和3年以降の移動支援の期間というものは、その都度減少するということは仕方のないことだと思います。令和

6年度以降は、見込みとしては、多めにされていると思うんですが、実を言いますと、コロナ前のこっちを見たんですけどね、数字の右肩上がりです。上がっていったんですけどね。令和2年度におきましては、この合計時間数が約5万時間弱ぐらいまでなっています。どんどん戻っていくことを考えると、今後のニーズを考えると、もっと増えていくべきものなんでしょうと思うんですが、3年連続この数字にされているというところの根拠をお聞かせください。

(事務局)

はい。こちらの数字は見込みの量になっていますが、一旦、コロナでご利用されなくなってしまった方が、もちろん、今まで通り使えるようになることが、一番望ましいと思うのですが、どこくらいまで回復するのかが見込みが立ちづらかったというところなんです。令和2年度の5万時間には到達してないかもしれませんが、多いところの時間で、合わせていったような見込みにはなっています。

(会長)

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。地域での話、特に地域移行は私も気にはなっていて、この障がい福祉計画だけではなくて、やっぱり地域福祉計画とも関係してしまっていて、前回ちょっとお話が出てきた、やはり障がい者の方々に対する、地域の方々にとりわけご理解いただけるのかというあたりの部分もあって、やはり地域福祉計画との整合性もあるんじゃないかなと思っています。といいますのは、現在、国でもご案内の通りなんですけど、地域計画が非常に上位の計画としてあって、そして、その元に介護保険事業計画、高齢者福祉計画、そしてこういった障がい者福祉計画、児童に関する計画となっていて、地域をどう考えていくのかというのが非常に重要な課題になっていますし、今、国が進めている地域共生社会っていうのも、どのように様々な人々が住んでいくのかということですので、その辺りも含めて、地域福祉計画というと、なかなか難しいところもあるかと思いますが、その辺りも含めて、啓発活動もやっていただければありがたいかなという風に思っております。

では、ありがとうございます。それでは、この案件につきましては、これで終了とさせていただきます。それでは議題の2、門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）に対するパブリックコメントの実施及び今後のスケジュール（案）についての説明をお願いします。

(事務局)

現在実施している第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の現行計画が、今年度末をもって終期を迎えます。そのため、この度、令和6年度から令和8年度を計画期間とする、「門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、本計画の案を公表して、市民の皆さまから意見を募集する、パブリックコメントを実施いたします。意見の募集期間としましては、令和6年1月5日(金)～1月24日(水)の20日間としております。

また、計画案の閲覧場所につきましては、記載している箇所に加え、総合体育館も閲覧場所となります。意見の提出方法、問合せとしましては、記載のとおりとなります。市民の皆さまからいただいたご意見につきましては、計画に盛り込めるかを検討し、意見の概要と意見に対する市の考え方を、令和6年3月上旬に市のホームページで公表を予定しております。なお、市内の小中学校の支援学級の保護者及び守口支援学校・寝屋川支援学校、また現在調整中ですが、交野支援学校と市内の各事業所にもパブリックコメントのチラシを配布予定にしております。

また、今後のスケジュールにつきましては、資料3「門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定スケジュール(案)」をご覧ください。こちらに関しましては従来と変更はございません。今後、先ほど説明いたしましたパブリックコメントの実施を経まして、委員の皆様には最終計画(案)のご審議を次回の協議会 2月19日(月)に行っていただく予定となっており、そこで答申をいただき、3月の大阪府との法定協議を経まして、計画内容の最終確定となります。3月中には印刷製本を行い、冊子が出来次第、委員の皆様をはじめ、庁内・関係機関に配布を行う予定となっております。以上です。よろしくお願いたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。この事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございました。いかがでしょうか。

(L委員)

すいません。スケジュールに関してではないですけども、分かりやすい版という風に、出してくださってる市町村が最近増えてきているので、本人にもわかりやすい、簡単でわかりやすいものを作っただけだとありがたいです。自分たちのことも分かりたいと思っているけど、なかなか難しく理解ができないので、お願いできますでしょうか。

(会長)

はい、ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

今のご質問は、このパブリックコメントの段階で、こういったものではなくて、分かりやすいものをつけていうご意見ですね。今の段階では、作るということになっていないんですけれども、今後検討させていただけたらと思っています。ありがとうございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。できるだけわかりやすくというのが基本ですので、どの方が読んでもわかりやすいものをお願いしたいと思います。はい、ありがとうございました。

それでは、事務局において、本日いただいたご意見を踏まえて、スケジュールに基づき策定を進めていただきたいと思います。

それでは、今後の会議の予定につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

ご説明させていただきました通り、パブリックコメントを予定しております。障がい者地域協議会は、計画策定のため、次回第4回目を令和6年2月19日、14時より、門真市保健福祉センター3階多目的室で開催となります。どうぞよろしく申し上げます。

また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮したうえ、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。年末年始をさみ、皆さんご多忙かと思いますがご協力をお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。今の事務局で何かご意見ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、なければ長時間にわたり貴重なご意見をいただきありがとうございました。これもちまして本日の協議会を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。